

令和２年度若年者向け消費者啓発ＣＭ制作事業 企画提案コンペ参加仕様書

１ 事業の目的

令和４年４月１日から民法の成年年齢が１８歳に引き下げられることで、若年者の消費者トラブルが増加することが考えられます。そこで、成年年齢の引下げや若年者に多いインターネット関連の消費者トラブル等に関して、トラブルに遭った際の相談先としての消費者ホットライン１８８を周知するために、若年者にとって共感性の高い啓発ＣＭを制作します。

２ 委託業務の内容

- （１）委託業務名 令和２年度若年者向け消費者啓発ＣＭ制作事業
- （２）委託期間 契約締結日から令和３年３月３１日（水）まで
- （３）業務内容 別添「令和２年度若年者向け消費者啓発ＣＭ制作事業業務仕様書」のとおり

３ 契約上限額

１,５８４,０００円（消費税及び地方消費税含む）

４ 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- （１）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- （３）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- （４）三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- （５）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

５ 不適格事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とします。

- （１）提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- （２）提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- （３）参加に際して事実と反する申込みや提案等の不正行為があったとき。
- （４）提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- （５）その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

６ 提出を求める企画提案資料等及び提出部数

提案者は、下記に定める企画提案資料等を提出期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、１事業者につき１件までとします。

企画提案資料等

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別記様式1）【1部】
- (2) 事業者の活動状況、実績がわかる資料（法人の概要等）【正本1部及び副本7部】
- (3) 企画提案書【正本1部及び副本7部】
 - ① 様式
様式は自由とする。
 - ② 内容・構成
以下の内容を記載すること。
 - ・業務実施の基本方針
 - ・業務実施の体制
 - ・リスク管理体制
事業の実施において、不測の事態が生じた際のリスク管理体制（不測の事態を生じさせないためのチェック体制を含む）を記載すること。
 - ・業務の全体的な企画提案
 - ・業務のスケジュールや取り組みに向けた工夫提案等
 - ・企画提案に関する有効な資料（過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施状況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。）
 - ・その他提案に必要な事項
- (4) 経費見積書（見積書、費用内訳書）【正本1部及び副本7部】
- (5) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合、商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されている6月以内に発行したもの）の写し【1部】
- (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】
- (7) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

提出期限：令和2年11月27日（金）16時 必着

提出先：〒514-0004

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

8 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の期間
令和2年11月6日（金）から11月20日（金）17時まで（必着）
- (2) 質問の方法
電子メールまたはFAXで提出すること。
- (3) 質問に対する回答
令和2年11月25日（水）までに回答を三重県ホームページに掲載する。

9 最優秀提案の選定方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料等を、別に設置する「令和2年度若年者向け消費

者啓発CM制作事業企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査とプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案を選定します。

（１）企画提案コンペにかかる選定基準

- ① 企画性（比重配点×４）
 - ・若年者が関心をもって見ることができるような工夫がされているか。
 - ・構想力のある、質の高い内容となっているか。
- ② 訴求性（比重配点×３）
 - ・消費者ホットライン 188 の周知が期待できるか。
 - ・若年者に多いインターネットトラブルや成年年齢の引下げが身近に感じられるか。
- ③ 目的適合性
 - ・若年者向け消費者トラブルのCMとして適切な内容であるか。
- ④ 業務遂行能力
 - ・業務の実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。
 - ・映像制作の専門性、ノウハウが十分認められるか。
- ⑤ 経済性
 - ・必要となる経費が適切に見積もられているか。

（２）第１次審査（書類審査）の実施

企画提案が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案を８件選定し、第２次審査（プレゼンテーション審査）を実施します。

なお、企画提案が８件以下の場合は、第１次審査を省略します。

日時 令和２年１２月４日までに実施予定。

（３）第２次審査（プレゼンテーション審査）の実施

企画提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案を選定します。

- ① 日時
令和２年１２月１１日（金）
- ② 場所
三重県津市栄町１丁目 954 番地 三重県栄町庁舎３階研修室
- ③ その他
プレゼンテーションによる説明は、「６ 提出を求める企画提案資料等及び提出部数」で提出した企画提案資料等により行うものとします。
提案者毎の開始時間は、メール又はFAXによりおって連絡します。

（４）審査の結果

- ① 第１次審査（書類審査）
審査の結果は、優秀提案を選定した後、全ての企画提案者に対して速やかに通知します。
- ② 第２次審査（プレゼンテーション審査）
審査の結果は、最優秀提案を決定した後、第２次審査に参加した全ての企画提案者に対して速やかに通知します。

10 委託契約の締結

最優秀提案者と実施内容の詳細について協議のうえ委託契約を締結します。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合がある。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物

件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しない。

18 連絡先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班
TEL : 059-224-2400 FAX : 059-224-3372 E-mail : shouhi@pref.mie.lg.jp